

2019年1月14日

株式会社毎日新聞社
編集編成局社会部長
磯崎由美殿

児童ポルノの定義に関する公開再質問状

エンターテイメント表現の自由の会
編集長 坂井崇俊

2018年12月18日付け「『児童ポルノの定義に関する公開質問状』についての回答書」を受領致しました。つきましては、下記の通り公開で再質問致しますので、本年1月末日までにご回答頂きたくよろしくお願い致します。

なお、頂きました回答につきましては、本会の公式サイト等で公開させて頂く予定ですので予めご了承ください。

記

一、御社回答書で言及されたサイバー犯罪条約には、「性的にあからさまな行為を行う未成年者(18歳未満)を表現する写実的影像」を児童ポルノだとする項目があるが、日本国は当該規定を適用しない権利を留保している*1。従って、御社回答書において、あたかも日本が非実在の児童についても児童ポルノとして承認しているかの様な表現は明らかに事実誤認であり、訂正または補足を行うべきと考える。この点について、御社の見解をお伺いしたい。

一、当該12月12日の記事中においては、「児童ポルノ」という単語は6箇所用いられている。うち5回については、日本の国内法の定義における「児童ポルノ」または、警察庁発表に基づいた「児童ポルノ」という文脈である。ところが、問題となっている「アニメやゲームで児童ポルノを目にした」という箇所についてのみ、警察庁から入手した文書にも該当する表現がないばかりか、他5箇所の定義とは異なる御社の独自の定義であり、読者の誤解を招く恐れが非常に強い。今後の記事作成にあたっては、読者に誤解を招くことのないよう、御社独自の“広義の”児童ポルノの意味で児童ポルノという単語を用いる際は、その旨注釈をつけるなど、読者に誤解を与えない工夫をするべきと考える。この点について、御社の見解をお伺いしたい。

以上

*1 参議院議員山田太郎君提出国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問に対する答弁書
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/190/touh/t190067.htm>

本件についてのお問い合わせ先
エンターテイメント表現の自由の会 担当：西形
afeejp@gmail.com